公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２４１４号

愛知県東海市加木屋町西御門38番地の13
債務者　中野　　治
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢崎　信也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月24日午後２時５分
5　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６３号

大阪府貝塚市馬場484―１レオパレス観音205号室、住民票上の住所堺市中区陶器北684番地９
債務者　金阪眞由美
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺井　昭仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５０８号

鹿児島県鹿児島市伊敷台５丁目16番15号
債務者　飯牟禮あゆみ
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒沢佐和美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第７号

兵庫県尼崎市水堂町２丁目33番20号
債務者　工藤慶一朗
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　英幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２７０号

神戸市西区平野町慶明77番地　花園ホーム、前住所神戸市垂水区塩屋町１丁目２番27号ローザ塩屋102号
債務者　林　　晃
成年後見人　山﨑　康博
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久米　知之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２８号

埼玉県志木市中宗岡４丁目６番14号
債務者　本多　忠夫
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１９９３号

名古屋市西区名西２丁目８番12号
債務者　樽見　　茂
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水野　好香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月30日午後３時50分
5　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３９号

熊本市南区城南町隈庄529番地１、前住所熊本市南区城南町隈庄570番地
債務者　中嶋　求也
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　憲保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３８号

北海道北斗市七重浜８丁目８番２号
債務者　佐々木　實
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中綾太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１８６２号

神奈川県鎌倉市岡本１丁目７番８号
債務者　高橋　満代
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芦田　一憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４５６号

奈良県生駒郡三郷町立野南３丁目２番１―401号
債務者　田中メーリングことクリエイトこと田中　愼一
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　浩志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１４１０号

埼玉県川口市芝新町９番９号　蕨サンハイツ505号
債務者　笹渕　　厚
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹井　宏一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２３９５号

名古屋市中川区高畑３丁目140番地　メゾン高畑501号、従前の住所名古屋市中川区野田１丁目130番地
債務者　一番館こと　安藤　幸枝
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　公子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５５５号

埼玉県川口市中青木１丁目３番９―402号グリーンキャッスルM
債務者　菊島　惠子
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１８号

新潟県新発田市大栄町２丁目５番25号
債務者　髙橋　健太
1　決定年月日時　平成26年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若槻　直大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
新潟地方裁判所新発田支部